

十日町市立

学校

學習者用端末等管理簿

[illegible]

様式第 2 号（要領第 5 条関係）

【記載要領】

- 1 本管理簿は、十日町市立学校学習者用端末等貸与要領第 5 条第 1 項の規定に基づき作成するものである。
- 2 「端末管理番号」欄には、当該学習者用端末等を特定する識別情報（端末本体にテプラで表示された管理番号）を記載する。
- 3 「貸与物品」欄には、貸与する物品の構成を記載する。
（記載例）
「iPad一式」
「iPad一式（タッチペンを除く。）」
なお、iPad一式とは、iPad本体、キーボード一体型ケース、充電器、充電ケーブル、タッチペン及びUSB-Cイヤホンジャック変換機をいう。
- 4 「貸与開始年月日」欄には、当該児童生徒に貸与を開始した年月日を記載する。
- 5 「貸与終了年月日」欄には、返却を受けた年月日及び返却理由（卒業、転出、機器変更、その他）を記載する。
- 6 「氏名」及び「学年」欄には、当該学習者用端末等の貸与を受ける児童生徒氏名及び学年を記載する。
- 7 「故障等発生状況」欄には、これらの事象が発生したときに、発生年月日及び概要を記載する。
- 8 「対応状況」欄には、修理、再貸与、弁償手続、代替機の貸与その他の対応状況を記載する。
- 9 記載事項に変動が生じたときは、随時、その内容を更新するとともに、教育委員会に報告するものとする。
- 10 本管理簿は、適切に保管し、個人情報の取扱いに十分留意すること。